

## 港湾法施行令の一部を改正する政令案について

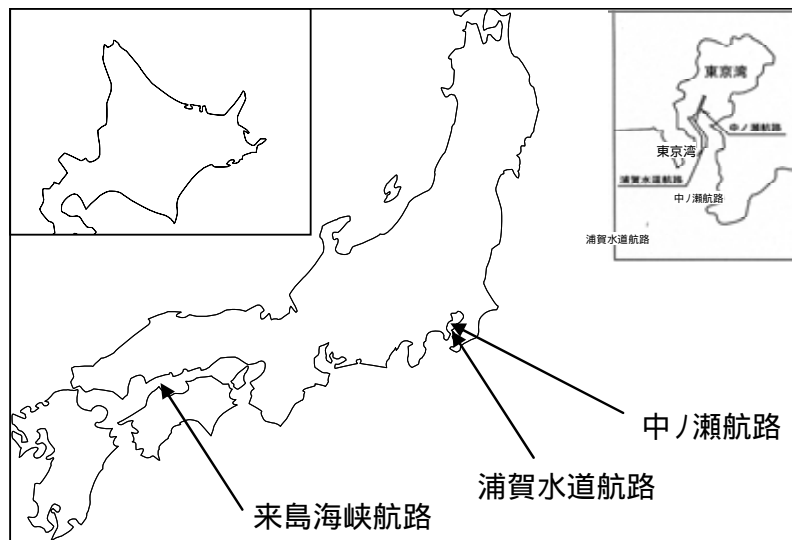
### 1. 背景

港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第2条第8項に規定する開発保全航路については、港湾法施行令(昭和26年政令第4号。以下「令」という。)別表第二でその区域を指定し、法第43条の6の規定に基づき国土交通大臣が開発及び保全を行っています。

開発保全航路のうち、中ノ瀬航路においては、首都直下地震により航路に近接する第二海堡が液状化し崩壊することを防止するための工事を行う必要があるほか、浦賀水道航路及び来島海峡航路においては、海上交通安全法上の航路の周辺の浅瀬からの土砂の流入等に対応した浚渫工事を行う必要があることなどから、これらの開発保全航路の区域を拡大する必要があります。

### 2. 概要

令別表第二を改正し、中ノ瀬航路、浦賀水道航路及び来島海峡航路について、開発保全航路の区域を拡大します。



### 3. 今後のスケジュール(予定)

公	布	平成20年11月下旬
施	行	平成20年12月上旬